

令和8年6月1日

第一警戒態勢(準備勧告)

関係各位

伊万里港長

台風第6号の接近に伴い、6月1日 17 : 00 をもって、
港則法39条第4項の規定に基づく第一警戒態勢(準備勧告)を発出する。

次の措置をとること

- 1 在港船舶は、荒天準備を行い、必要に応じて直ちに運航できるよう準備する。
- 2 台風等来襲時には、他の泊地等へ避難しようとする船舶は、その準備をする。
- 3 小型船舶等は、船だまり等の安全な場所に避難する。
- 4 岸壁、栈橋、工事作業現場においては、風浪により流出の恐れがある物件の固縛、陸揚げ、移動等の流出防止措置をとる。
- 5 船舶による危険物及び貨物の荷役は、荷役基準を遵守し状況に応じて早めに中止する。